

第 2 5 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 9 日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第25回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年5月9日（木）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	2番	齊 藤 義 信
3番	小 川 一 成	4番	穴 倉 喜八郎
5番	川 寄 篤 之	6番	増 田 健 二
7番	平 賀 武	8番	加藤岡 一 弘
9番	内 山 充 弘（会長）	10番	中 村 和 敏
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14番	梅 原 英 男	15番	齋 藤 重 幸
16番	鵜 澤 英 夫	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

11番 川 嶋 一 美

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

（整理番号1～4）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（整理番号1～4）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

（整理番号1～2）

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

（整理番号1）

第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

（整理番号1）

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野 口 裕 之

主任書記 長谷川 聡 彦

主 査 片 岡 和 信

主任書記 井 内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第25回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第25回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、川嶋一美委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、川寄篤之委員及び増田健二委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1から2ページ中段上をご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字中津、字切留、字沼向、字北荻下、字南荻下、字野内、字東仙塚、字高島、字荻下、星谷字沼向、地目 田の16筆、合計面積9,455平方メートルおよび地目 畑の18筆、面積8,006平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、相続財産を処分するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の 1－1 をご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 ページから 38 ページまでになります。

議案書の 2 ページ中段下をご覧ください。

次に、整理番号 2、申請地は、大網字西宮谷、地目 畑の 1 筆、面積 198 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の 1－2 をご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 39 ページから 43 ページまでになります。

次に、議案書の 3 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、砂田字川間、地目 田の 1 筆、面積 2,039 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、高齢により、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面 1－3 をご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 44 ページから 54 ページまでになります。

次に、整理番号 4、申請地は、大網字沼向、地目 畑の 1 筆、面積 614 平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、高齢により耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の 1－4 をご覧ください。

赤で示した箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 55 ページから 66 ページまでになります。

なお、整理番号 1 から 4 の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などに

つきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び4の案件につきましては、一括して川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号整理番号1の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には、5月3日に関本推進委員と農地を見て回り、いずれもよく管理されていました。

その後で権利者宅に伺い話を聞きました。

申請内容に間違いがないということでした。

義務者には電話にて話を伺い、間違いがないとのことでした。

義務者は権利者と同じ地区の人に、権利者を紹介されたそうです。

権利者は親同士が、仲が良く親戚のような付き合いをしていた関係で、農地も自作地に近く、耕作しやすいことから決まったそうです。

権利者は機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いをいたします。

次に、議案第1号整理番号4の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明の通りです。

調査には5月5日に関本推進委員と、義務者宅に伺い話を聞きました。

権利者には電話にて調査をし、間違いがないということでした。

義務者は体調が悪く仕事もできず管理もできないため、権利者は買い取る話が決まったそうです。

問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします

○小川委員 それでは、議案第1号整理番号2について報告いたします。

調査については、3日に加藤推進委員と権利者義務者宅を訪問して行いました。

理由としては、事務局の説明の通りです。

義務者は3年ほど前に足を骨折しその後は、田んぼについては、近所の人に耕作をお願いしています。

しかしながら、畑については、管理をしてくれる人はなかなかいないので、少しずつ処分することを考えて、今回隣接地の持ち主に話をしたところ、自宅の近くなので、取得しても良いとのことで今回の申請になったとのことでした。

申請地は綺麗に管理されており何ら問題はないと思われます。

慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします

○平賀（武）委員 それでは、整理番号3の調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明の通りでございます。

5月5日、武田推進委員と私で権利者に現地で話を伺いました。

申請書の内容の通り間違いありませんということでございました。

申請地は綺麗に整理をされておりました。

また、義務者には遠方のため、電話にて話を伺いました。

義務者は高齢で体調も良くなく、後継者もなく、自分も地元にいないので、権利者と話をし、話がまとまりましたので、今回の申請に至ったということでもあります。

また、権利者は農事組合法人でもあるため、特に問題はないと思われますが、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1～4）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、細草 字 原ノ前、地目 畑の2筆、合計面積1,817平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.35平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2-1、2-2をご覧ください。

中央の 2-1 と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用することができるために計画したとのこととあります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 78 本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、67 ページから 94 ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第 1 種農地に該当すると考えられます。

第 1 種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば 3 年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーとさつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して２割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、整理番号２、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の１筆、面積１,３７１平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、０.３７平方メートルでございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面２－１、２－２をご覧ください。

中央の２－２と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地に引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用することができるために計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱８４本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、９５ページから１１９ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第１種農地に該当すると考えられます。

第１種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば３年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号１と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径７６ミリメートルの支柱を３メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われれます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書の5ページをご覧ください。

次に、整理番号3、申請地は、大網字笹塚、地目 田の1筆、面積1,021平方メートルを売買により所有権移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面で2-3、2-4をご覧ください。2-3と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、120ページから132ページまででございます。

計画概要は、鉄骨、2階建ての長屋住宅が1棟、建築面積は、301.88平方メートルでございます。

事業を行う理由は、権利者において賃貸事業を検討し、近隣で候補地を探していたところ、入居者の需要が見込める申請地が購入可能となったために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、資金の調達については、自己資金及び金融機関からの借入金で賄う計画であり、融資証明書及び残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により埋立てを行い、周囲をコンクリートブロック積することから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽にて処理された排水及び雨水を申請地北側にある排水路へ放流する計画であり、排水について土地改良区の同意を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

次に、整理番号4、申請地は、大網字東門之谷、現況地目、畑の1筆、面積553平方メートルを駐車場用地に転用しようとするものでございます。

申請者及び義務者は、議案書のとおりです。

計画位置は、別添資料の図面2-3、2-4をご覧ください。2-4と示す箇所でございます。

申請理由は、申請者が所有するマイクロバスの駐車場として本社近隣の土地を借りているが、賃料の負担や使用頻度（年10回程度）から、代表者の自宅から本社までの通勤動線上に本件土地があり、代表者が自家用車からマイクロバスに乗り換えて出社が可能であり、また、近隣住民からも貸駐車場の要望を受けたこともあり、道幅も6m以上という条件で、大掛かりな工事を要せずに敷地内に出入りできるためであるとのことです。

計画の概要は、駐車場の駐車区画としては、マイクロバスの駐車スペースが2台分、乗用車のスペースとして4台分でその内訳は、代表者の駐車用として1区画、近隣住民用の貸駐車場として3区画となっております。

計画の詳細は、別添の詳細資料の133ページから148ページまでとなります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきまして、転用行為を行うのに必要な資力及び信用が認められるかについてですが、資力については、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

信用に係る部分については、後程、説明をさせていただきます。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障ないもの

と認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、埋立てなどは行わず、整地後、表面に碎石を敷きならす工事を予定していることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

また、雨水排水につきましては、地下へ浸透する計画となっておりますので、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

なお、本件について、転用の許可基準である、農地転用目的実現の确实性の「信用」が認められるかに係る部分でございますが、申請者の過去の転用実績において、許可申請した内容と違うものを作った許可条件違反の事例がございますので、説明させていただきます。

お手元の、補足資料 議案第2号 整理番号4と記載された資料をご覧ください。

こちらの資料に従い説明させていただきます。

概要については、令和2年10月に今回申請とほぼ同じ内容で、申請者が所有するマイクロバスの駐車場及び資材置場として、申請地に近い、みどりが丘に隣接した、大網字道塚の畑2筆、1,146平方メートルの農地転用許可を受けたのち、宅地に地目変更後、売買が行われ、現在は、住宅が建築されている状態となっております。

このように至った経緯でございますが、事務局の聞き取りでは、許可後、資材置場、駐車場として使用してきたが、マイクロバスや大型車の騒音の苦情が出て使用を断念せざるを得なかったとのことでありました。

本来の手続きとしては、資材置場、駐車場として工事完了後に、「工事完了届」、「転用事実確認証明願」を事務局に提出する必要がありますが、未提出であり、許可用途で使用していた時期があるとのことではありますが、許可後、必要な事務手続きを経ず、許可条件違反に至っているものでございます。

なお、本件申請を受理後、令和6年5月1日の役員会で、今回の申請に係る調査体制について協議を行いました。

事務局で定めている内規であります、「農地法等による申請地に係る調査に関する要領」では、申請者が違反転用者の場合は、特別調査を行うものとされておりますが、本件については、事務局での聞き取りでは、許可用途で使用了ものの、騒音の苦情により使用を断念し、必要な事務手続きを取らなかったことにより、結果として許可条件違反になってしまったものであります。

なお、特別調査とは、通常調査委員のほか、会長、会長職務代理者、農地部会長、農政部

会長、その他会長が特に指名するもので特別調査委員会を設置し調査するものでございますが、先程ご説明させていただいた経緯に加え、今回の計画では、騒音に配慮し、民間バス会社の車庫に隣接している箇所に計画地を設定している点や、計画面積も過大でない点等を考慮しまして、通常調査として実施する方針となりましたことを併せてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
整理番号1から2の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明の通りです。

今月6日、板倉委員と現地にて話を伺いました。

整理番号1、2については、同一人のため、説明は1回で割愛させていただきます。

現地は綺麗に整備されており、太陽パネルの柱ごとにブルーベリーが植えられており、支柱途中の間の空いている場所は、マルチが敷かれておりました。

また、サツマイモの収穫機等もあり、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは議案第2号整理番号3について、その調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては事務局の説明の通りでございます。

この案件につきましては去る5月5日に川寄委員立ち会いの上、現地確認を行いました、その前に、権利者義務者への聞き取り調査を行いました。

その調査結果でございますけれども、対象となります農地につきましては、特にこの周辺は近年、宅地開発が進み、年々農地が減少している状況でございます。

今回の対象農地につきましても、東側と西側が、住宅に挟まれており、現状では耕作をされた様子もない状況となっております。

また今回の開発計画では、農地面積が1,021平方メートルで、鉄骨造長屋住宅2階建て、10戸分を建設しようとするものでございます。

造成につきましては、山砂で埋め立てる計画でございました。

調査につきましては権利者義務者が遠方のため、まず権利者につきましては5月3日に代理人に電話で確認をいたしました。

そして、開発行為に伴う許認可では、残土も含めまして市と協議中とのことであり、水雨水排水につきましては合併浄化槽設置し既設の北側水路に、放流する計画であり、それぞれに両総土地改良区並びにこの小中川土地改良区から、同意を経ているというこのような説明でございました。

さらに地元区からも開発同士を取得しているとのことでございます。

次に義務者につきましても遠方のため、5月3日に電話で確認をいたしましたところ、昨年まで知り合いの方に耕作をしていただきましたが、家庭の事情により手放すこととなり、不動産業者に譲渡先を探していただきましたので、譲渡することに間違いがないのでよろしくをお願いをしたいと。

そのようなお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題点等は確認できませんでしたので、慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件についてですが、本案件については、先程、事務局から説明があったとおり、特別調査委員会を設置した調査ではなく、通常調査での調査となりますことから、調査報告については、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員

この案件については、先ほど事務局から説明があった通り、特別調査委員会を設置した調査ではなく、通常調査での調査となることから、通常調査の報告です。

それでは、議案第2号整理番号4について報告いたします。

本件の申請については、今回の申請のみの内容として調査の方をさせていただいております。

調査については、7日に権利者の事務所で、また現地については、前日の6日に宍倉委員と行いました。

義務者への確認ですけれども遠方のため電話にて確認を行いました。

申請理由としては、事務局の方から先ほど説明のあった通りでございます。

義務者は、土地については相続により親から引き継いだもので、休日等に草刈など管理を行ってきていましたが、遠方のため、だんだん難しくなり、処分を考えていたところ、草刈等でこちらに来ていた時に食事で権利者の経営している店に何度か行き面識のあった権利者に相談したところ、ちょうど権利者も駐車場用地を探していたということでお願いをしたとのことでした。

権利者からは、現在月極の駐車場を借りているが、駐車場代金も大変なので、自宅から会社までの間で用地を探していたところ、申請地の隣は大型車等のバス車庫の隣のため騒音苦情もないと思い、取得することを考えたとのことでした。

申請地はバス車庫の隣でこの時期ですから、草が多少延びていましたけども、草刈をし最盛期を入れればすぐにでも駐車場として利用できる状態でした。

以上です慎重なご審議お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から4について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第2号、整理番号4は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から13について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は12人、利用権の設定をする者は11人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が53筆で、面積48,329平方メートル、畑が4筆で、面積4,526平方メートル、田と畑の合計面積は、52,855平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が4件、更新が9件の合計13件でございます。

整理番号1から13の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでござい

ます。

整理番号１、大網及び北横川の、田が４筆、6,439平方メートル、５年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、新規。

整理番号２、富田、田が２筆、畑が１筆で、合計7,343平方メートル、５年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、新規。

次に、議案書の１０ページをご覧ください。

整理番号３、南玉、田が２筆、951平方メートル、６年、金納、１０アール当たり、１万円、新規。

整理番号４、南玉、田が５筆、2,332平方メートル、６年、金納、１０アール当たり、１万円、新規。

次に、議案書の１１ページをご覧ください。

整理番号５、富田、田が２０筆、11,821平方メートル、６年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、更新 及び、畑が３筆、1,532平方メートル、６年、金納、１０アール当たり、１０,０００円、更新。

次に、議案書の１２ページをご覧ください。

整理番号６、金谷郷、田が１筆、3,408平方メートル、３年、金納、１０アール当たり、１万円、更新。

整理番号７、細草、田が１筆、1,894平方メートル、３年、金納、１０アール当たり、１万２千円、更新。

次に、議案書の１３ページをご覧ください。

整理番号８、大網、田が３筆、1,274平方メートル、３年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、更新。

整理番号９、南横川、田が２筆、3,090平方メートル、１年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、更新。

次に、議案書の１４ページをご覧ください。

整理番号１０、細草、田が３筆、4,767平方メートル、６年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、更新。

整理番号１１、駒込及び池田、田が７筆、5,104平方メートル、６年、物納、１０アール当たり、コシヒカリ１等米、６０キログラム、更新。

次に、議案書の１５ページをご覧ください。

整理番号 1 2、池田、田が 1 筆、1,540 平方メートル、3 年、物納、全面積でコシヒカリ 1 等米、90 キログラム、更新。

整理番号 1 3、池田、田が 2 筆、1,360 平方メートル、6 年、金納、10 アール当たり、1 万円、更新。

なお、整理番号 1 から 1 3 の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。それでは、整理番号 1 から 2 の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員

整理番号 1 について調査報告をいたします。

申請理由は事務局説明のとおりです。

整理番号 2 は貸付人が同一のため、一緒に調査報告をいたします。

5 月 5 日に関本推進委員と、貸付人に話を聞きました。

申請に間違いがないということでした。

貸付人は前に委託した方から返されたことから借受人に相談したそうです。

借受人は自宅に近く、耕作しやすいことから、話が決まったそうです。

整理番号 2 については、借受人は仕事を退職し時間的に余裕ができ耕作地が近く、耕作しやすいことから、話が決まったそうです。

整理番号 1 と整理番号 2 の借受人は、機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますが慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号 3 から 4 について、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員

それでは整理番号 3 と 4 ですが、借受人が同じなので報告をさせていただきます。

説明内容は、事務局説明の通りでございます。

5 月 5 日、菅谷推進委員と私で、借受人宅を訪問し話を伺いました。

借受人と4番の貸付人とが知り合いで話があったので、引き受けたというようなことでございました。

ですから、説明申請書の通り間違いはないというようなことでございました。

その足で4番の貸付人のお宅へお邪魔をいたしまして、話を伺いました。

4番の貸付人は、仕事の関係で、借受人をよく知っておったそうでございます。

仕事をリタイアしてしばらくですが、最近話をする機会があって、そのときに、私は体調がよくないので水田の耕作の依頼を考えているので受けてくれないかという話をしましたら、借受人が受けていただけることになったということです。

そして、その近所に隣接するところに、3番の借受人の田んぼもございまして、そのまま合わせて利用権を設定して耕作をお願いしたというようなことで話をしておりました。

従いまして、両方合わせてということでございまして、申請したということでございまして特別問題はないと思いますけれども、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から13について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から13について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による合意解約について」、日程第8、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

権利者が住居を建設するため、当該地の一部を所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書の記載のとおりであり、先程、議案第1号整理番号3で、農地法第3条の規定による許可申請について議案となりました件の関連でございます。

売買による所有権移転を予定していることによる賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日

程第6から日程第8の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第25回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時10分)

上記会議の顚末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月9日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 川崎 尊之

署名委員 増田 健二